

国勢調査の見直しを求める件

統計法による指定統計調査として5年に一度行われている国勢調査は大正9年に始まり、その調査結果は社会・経済の状況を反映したのものとして、社会福祉や国土開発といった施策など、様々に活用されてきました。この間、「対面式」の調査方法等は基本的に踏襲されています。

近年、市民のプライバシー意識や防犯意識の高まりのなかで、調査への理解を得ることが困難となっていること、加えて、オートロックマンションの増加やライフスタイルの多様化で在宅時間がまちまちであることなどから、昨年の調査では調査票の配布自体がままならない事例や、調査協力を得られないことがありました。また、調査員が途中で辞退する事例も報告されるなど、調査員が調査対象者へ個別に訪問して調査すること自体に困難さが際立っている現状にあり、総務省の発表によれば、調査票の未回収率は全国平均が4.4%で、特に宮城県は6.8%と高い数字となっております。

このように、国勢調査は、調査される市民の側と調査員及び指導員など調査する側の双方ともに過酷であり、自治体の負担があまりにも大きく、その原因には記名調査であることや詳細な調査項目があることも改めて明白になっています。さらに、昨年10月1日に行われた調査は簡易調査でありましたが、平成22年実施予定の調査は大規模調査となります。

そのため、国においてもすでに「国勢調査の実施に関する有識者懇談会」が設置され、調査方法、調査業務のあり方、調査内容等の検討を進め、本年7月までに「改善の基本的方向」をまとめるとしています。

よって、国会及び政府におかれては、各種施策の基本的指標となる国勢調査の重要性に鑑み、調査方法や調査項目の簡素化及び調査員の確保等に関し、調査の企画段階から地方自治体と協議する場を設けるとともに、国民の理解と協力が得られるよう国民の目線に立った見直しを実施されることを強く求めるものです。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成18年6月23日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣

様

仙台市議会議長

柳橋邦彦